

序章

1. 計画作成の背景と目的

(1) 作成の背景

本市は、栃木県南部に位置しており、市域の北東部から南西部に平地が広がっています。北西部には平地から緩やかに高度が増す丘陵地が形成され、その丘陵地よりさらに北部及び中央から西部にかけては、標高が高く起伏の大きい山地が広がっています。また、中心市街地の蔵の町並みの中を巴波川が流れ、南部にラムサール条約登録湿地である渡良瀬遊水地があります。このように、本市の歴史文化は、山々と豊かな水に囲まれた地理的条件のもとで育まれました。

本市は、奈良・平安時代に下野国庁が置かれ、東山道が通っていました。また、江戸時代は日光例幣使道が通り、富田・栃木・合戦場・金崎の4つの宿が置かれると共に、渡良瀬川と巴波川を利用した舟運により、栃木・平柳・部屋・新波に置かれた4つの河岸は物流の拠点でした。

さらに、明治4(1871)年に栃木県庁が置かれ、明治17(1884)年に現在の宇都宮市に移転されるまでの間、県庁所在地として近代化した歴史があります。

このように本市は、歴史上の政治・経済・交通の要衝として発展してきました。

また、本市は平成 24(2012)年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された「栃木市嘉右衛門町」や、令和6(2024)年に国の史跡に指定された「西方城跡」などの 200 件を超える国・県・市指定等文化財が存在しており、それらの保存・活用・継承について、文化財保護法や栃木県・栃木市文化財保護条例、各種補助金交付要綱等に基づき、支援や対策の取組みを推進しています。

しかしながら、近年の全国的な少子高齢化や人口減少などの社会状況の変化は、本市においても同様に認められ、その影響で文化財を保存・継承していくことが困難になりつつあります。この状況に対し、行政支援の在り方の見直しや多様な主体が関わるができる仕組みを検討する必要があります。本市は、これまで文化財の保存・活用に関する方針や取組みを定めた行政計画を作成していませんでしたが、平成 30(2018)年に文化財保護法が改正され、文化財の保存・活用に関するマスタープランとアクションプランの両方の役割を担う「文化財保存活用地域計画」の制度が法定化されたことを受け、文化財の保存・活用を計画的かつ着実に推進していくため、文化財保護法第 183 条の3に基づき、「栃木市文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」という。)を作成しました。

(2) 作成の目的

令和5(2023)年3月に策定した「第2次栃木市総合計画」は、地域の誇りである歴史・伝統・文化に触れることのできる環境をつくることを目指しており、同じく令和5(2023)年3月に策定した「第3期栃木市教育大綱」は、歴史や文化、芸術にふれる体験的な学びを推進することを目標としています。

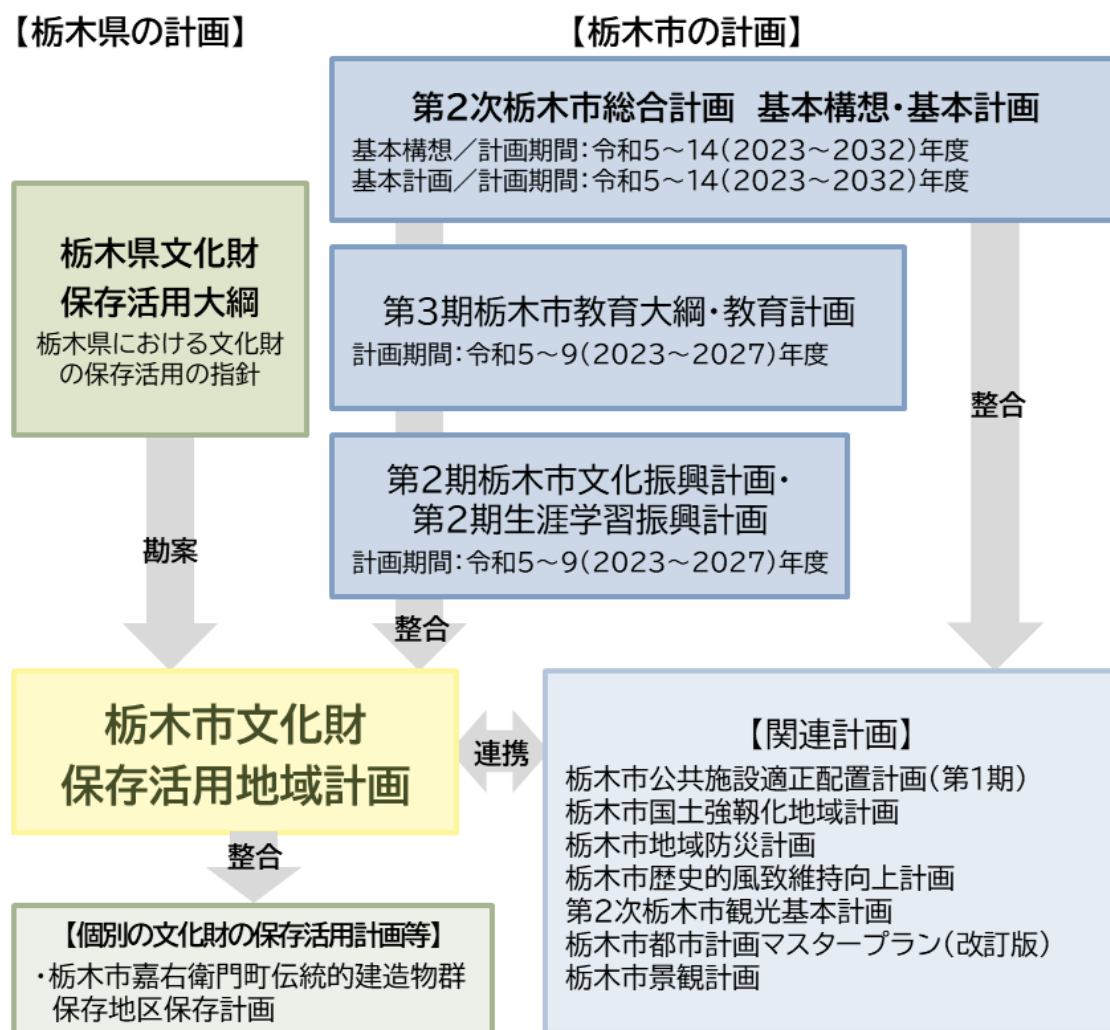
さらに、平成 31(2019)年2月に策定した「栃木市歴史的風致維持向上計画」は、これまで維持されてきた本市固有の歴史的文化や風情、たたずまいを維持しつつ、向上させることを目指しています。これらの上位・関連計画における本市の歴史文化に関わる方針との整合をとりながら、本市の多様な文化財を、行政・所有者・市民・民間等が連携することで、地域総がかりで文化財を守り、活かす体制の構

築を図り、各地域が誇る文化財の継承につなげていくことを目的とします。

2. 地域計画の位置付け

(1) 上位・関連計画の位置づけ

地域計画は、「栃木県文化財保存活用大綱」を勘案し、本市における最上位計画である「第2次栃木市総合計画（基本構想・基本計画）」、その教育行政分野の基本方針を定めた「第3期栃木市教育大綱・教育計画」、文化振興施策を定めた「第2期栃木市文化振興計画」、生涯学習振興施策を定めた「第2期栃木市生涯学習振興計画」と整合をとりつつ、本市の関連分野の計画と連携をとりながら推進します。また、個別の文化財の保存活用計画は地域計画と整合をとり推進します。



栃木市文化財保存活用地域計画の位置づけ

(2) 栃木県文化財保存活用大綱の概要

担当課	栃木県文化振興課
概要	文化財保護法の改正(平成 31 (2019) 年 4 月 1 日施行)を受け、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県や市町、県民など地域全体で連携・協力しながら相互に矛盾なく同じ方針のもとで文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤とすることを目的とした大綱です。
関連する取組み	文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 2 県が行う文化財の保存・活用 └ 文化財の調査・研究 └ 文化財の指定 └ 文化財の修理・整備・活用に対する支援 └ 世界遺産の保存と管理 └ 指定文化財の所有者等に対するその他の支援 └ 県が所有・管理する文化財の修理・整備等 └ 文化財の活用の推進 └ 文化財の情報発信 3 県が重点的に取り組むテーマ └ 日光杉並木街道附並木寄進碑の保存・活用 └ 重要な遺跡の調査研究と発掘調査成果の活用 └ 「とちぎいにしえの回廊づくり事業」による広域的な文化財の活用

(3) 上位・関連計画の概要

① 第2次栃木市総合計画 基本構想・基本計画

計画期間	基本構想：令和 5 (2023) 年度～令和 14 (2032) 年度 基本計画：令和 5 (2023) 年度～令和 14 (2032) 年度
担当課	総合政策課
概要	本市における課題や多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握し、市民と行政の協働によるまちづくりを一層推進していくとともに、持続可能なまちづくりの指針として策定することを目的とした計画です。 【将来都市像】 豊かな自然と共生し 優しさと強さが調和した活力あふれる栃木市
関連する取組み	基本方針① 誰もが安全で安心して暮らせる栃木市 └ 基本施策 2 暮らしやすい都市の創出 └ 単位施策 1-2-2 景観形成及び歴史まちづくりの推進 基本方針③ 一人ひとりが学び成長できる栃木市 └ 基本施策 1 学校教育の充実 └ 単位施策 3-1-5 ふるさとを生かした学習の充実 基本施策 4 文化の振興 └ 単位施策 3-4-2 歴史文化の保存及び活用 基本方針⑤ 地域資源を生かした賑わいと活力のある栃木市 └ 基本施策 5 市の魅力発信 └ 単位施策 5-5-2 愛着と誇りの醸成

②第3期栃木市教育大綱・栃木市教育計画

計画期間	教育大綱：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度 教育計画：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度
担当課	教育総務課
概要	今日の社会課題とされている超スマート社会 Society5.0 や、ポストコロナでの生活「新しい日常」等への対応、近い将来起こりうる様々な社会変化や市民からの多様なニーズ等に応えた新たな教育を振興することを目的とした計画です。「第3期栃木市教育大綱」は、「第2次栃木市総合計画」の基本方針3「一人ひとりが学び成長できる栃木市」の実現を進めるための基本方針を定め、その具体的な施策を「第3期栃木市教育計画」で示しています。 【基本理念】 希望に向かい 伸び伸びと個性を発揮し 互いに認め合いながら より良い社会を築いていく ‘とちぎ愛’に満ちた人を育てます
関連する 取組み	基本方針Ⅲ 豊かな学びへつなぐ文化の振興 └ 基本施策9「歴史文化の保存及び活用」 └ 単位施策（1）文化財等の保存と活用 └ 単位施策（2）郷土芸能等の継承支援 └ 単位施策（3）歴史文化を学ぶ機会の充実

③第2期栃木市文化振興計画

計画期間	令和5（2023）年度～令和9（2027）年度
担当課	文化課
概要	第3期栃木市教育計画の文化分野における施策の具体的推進のため、人口減少・少子高齢化の進行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組みの推進、加速する地球温暖化、デジタル技術の発達、感染症のまん延、文化芸術に関する法律の制定や改正などの、文化芸術に関する大きな環境の変化を踏まえつつ、文化振興施策を定めた計画です。 【基本目標】 歴史や文化、芸術にふれる体験的な学びの推進
関連する 取組み	基本施策2 歴史文化の保存及び活用 └ 単位施策4 文化財等の保存と活用 └ 推進施策1 文化財等の保存・活用の取組み └ 推進施策2 文化財保存活動団体の育成及び活動への支援 └ 推進施策3 国指定史跡を目指した取組み及びその後の保存・活用 └ 推進施策4 文化財を生かしたまちづくり └ 単位施策5 郷土芸能等の継承支援 └ 推進施策1 郷土芸能等の保存・継承への支援 └ 単位施策6 歴史文化を学ぶ機会の充実 └ 推進施策1 文化財・郷土芸能など地域の歴史文化を学ぶ機会の充実

④第2期栃木市生涯学習振興計画

計画期間	令和5（2023）年度～令和9（2027）年度
担当課	生涯学習課
概要	第3期栃木市教育計画の基本方針「人生を輝かせる学びの充実《生涯学習の充実》」を具体的に推進するため、今後予想される社会の変化を見据え、持続可能な開発目標（SDGs）やデジタル技術（ICT）の活用等の新たな視点を取り入れることで、時代の潮流に適応した施策を定めた計画です。 【基本目標】 一人ひとりの生涯を豊かにする様々な分野での学びの推進
関連する 取組み	基本施策1 生涯にわたる学びの環境の充実 ↳ 単位施策2 社会教育施設の活用促進 ↳ 具体的な方策（1） 社会教育施設の適正な維持管理

⑤関連計画

名称	栃木市公共施設適正配置計画（第1期）
計画期間	平成28（2016）年度～令和7（2025）年度
担当課	行財政改革推進課
概要	公共施設の最適化の実現に向け、横断的な再編や保全のあり方を示し行動に繋げるため、施設用途ごとに縮減方針と縮減目標を定めた計画です。

名称	栃木市国土強靱化地域計画
計画期間	令和3（2021）年度～令和7（2025）年度
担当課	危機管理課
概要	大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国が定めた国土強靱化の理念を踏まえ、いかなる自然災害等が発生しようとも最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりを目指すため、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」やそれを回避する取組みを定めた計画です。

名称	栃木市地域防災計画
計画期間	平成25（2013）年～終期定めず
担当課	危機管理課（栃木市防災会議）
概要	災害対策基本法の規定に基づき、市、防災関係機関等がとるべき、各種災害に係る災害対策の基本的事項を定めた計画です。

名称	栃木市歴史的風致維持向上計画
計画期間	平成31（2019）年度～令和10（2028）年度
担当課	蔵の街課
概要	歴史と伝統により培われた人々の活動が根付いており、これまで維持されてきた本市固有の歴史的文化や風情、たたずまいを今後とも維持し、さらに向上させることを目指し、課題と方針や、歴史的風致維持向上を推進するための事業を定めた計画です。

名称	第2次栃木市観光基本計画
計画期間	令和5（2023）年度～令和9（2027）年度
担当課	観光振興課
概要	「第2次栃木市総合計画」の基本方針「地域資源を活かした賑わいと活力のある栃木市」に掲げる基本施策「観光の振興」を具現化するために、新型コロナウイルス感染症の収束と経済の回復が見えてきた中で、ウィズコロナ・アフターコロナの時代を的確に見据え、5年間の観光の方向性と施策を定める計画です。

名称	栃木市都市計画マスタープラン（改訂版）
計画期間	平成26（2014）年～令和15（2033）年
担当課	都市計画課
概要	平成26（2014）年までの合併により、旧1市5町からなる新しい栃木市としてのまちづくり計画が必要となったため、合併後の都市計画の枠組みの再構築を図るとともに、将来のあるべき都市像を描きながら、施策・事業を推進する上での指針を定めた計画です。

名称	栃木市景観計画
計画期間	平成28（2016）年～終期定めず
担当課	都市計画課
概要	先人達が守り育ててきた本市の歴史的町並みを次世代に継承し、これらを活かしたまちづくりを進めていくため、市民・事業者・行政が一体となって良好な景観形成を図ることを目的に行き規制等を定めた計画です。 良好な景観形成を図るうえで特に重要な建造物や樹木の保全と活用を支援する景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度を設けています。 ※景観重要建造物 第1号 平成28（2016）年8月1日指定 塚田歴史伝説館（建築物9棟、工作物1基） 倭町

（4）個別計画の概要

名称	栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画
作成年	平成24（2012）年3月
担当課	蔵の街課
概要	栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条の規定に基づき、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な方針及び施策を定めた計画です。 保存地区の歴史、伝統、及び文化遺産と、これらによって形成される歴史的風致を将来へ守り伝えていくため、行政が住民と協力して町並みの保存・整備を推進し、地域の活性化、生活環境の向上、市の文化的基盤の充実に寄与することを目的としています。

3. 計画期間

地域計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和15（2033）年度の8年間とします。前期は「第2次栃木市総合計画」、「第3期教育計画」、「第2期文化振興計画」、「第2期生涯学習振興計画」と整合を取り、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度までの3年間とし、後期は「第2次後期栃木市総合計画」、「第4期教育計画」、「第3期文化振興計画」、「第3期生涯学習振興計画」の終期と整合を取って、令和11（2029）年度から令和15（2033）年度までの5年間とします。

上位計画と計画期間の関係

計画		年次	～R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	～		
		(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	(2035)				
総合計画	基本構想 基本計画	第1次	第2次:10年間										第3次						
			前期:5年間					後期:5年間											
教育計画		第2期	第3期:5年間					第4期					第5期						
文化振興計画		第1期	第2期:5年間					第3期					第4期						
生涯学習振興計画		第1期	第2期:5年間					第3期					第4期						
文化財保存活用 地域計画								第 1 期 : 8 年 間										第2期	
								前期:3年間					後期:5年間						
								中間 評価					整合・ 見直し						

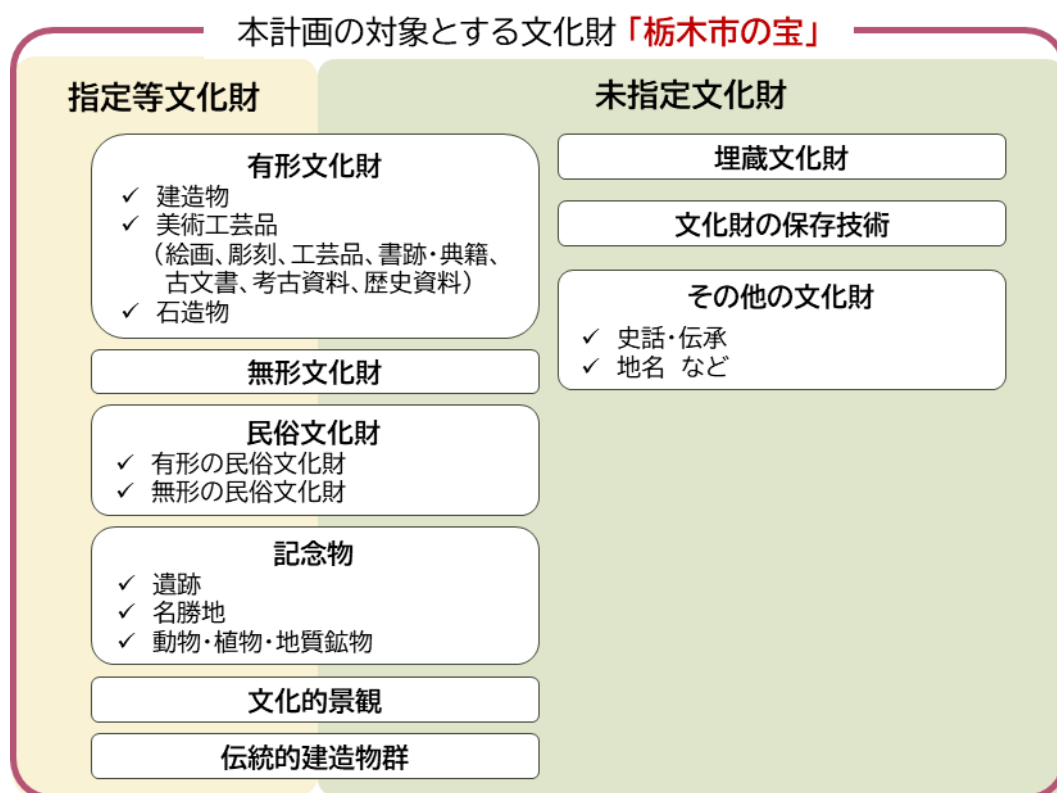
4. 用語の定義

(1) 地域計画で対象とする文化財「栃木市の宝」の定義

地域計画は指定・未指定にとられず、市内に存在する地域の歴史文化をかたちづくる、市民共有の価値を有する地域の財産を「栃木市の宝」と定義します。

「栃木市の宝」は、文化財保護法に定められている6類型（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）及び埋蔵文化財、文化財の保存技術や、それらに収まらない地域固有の史話・伝承や地名のような、地域の人々の暮らしに根差して古くから大切に継承されてきたものも含まれます。

これらの「栃木市の宝」は、身近にあるものやことなど、日々の暮らしのなかに息づいています。



(2)地域区分の定義

地域計画は、市内各地域の歴史的成立ちを加味し、平成 22(2010)年3月 29 日の栃木市・大平町・藤岡町・都賀町、平成 23(2011)年 10 月 1 日の西方町、平成 26(2014)年 4 月 5 日の岩舟町による合併前の行政区分に基づき、各地域を整理します。

地域計画での地域区分

地域名	町名
とちぎちいき 栃木地域	あさひちょう あずさまち あらいまち いずみかわまち いずみちょう いずるまち いまいずみまち 旭 町、梓 町、新井町、泉 川 町、泉 町、出流町、今 泉 町 1 丁目、今泉町 2 丁 目、入 舟 町、祝 町、岩出町、梅 沢 町、大久保町、大塚町、大 皆 川 町、大 宮 町、 おおもりまち おのぐちまち かうえもんちょう かしわぐらまち かたやなぎちょう 大森町、小野口町、嘉右衛門町、柏 倉 町、片 柳 町 1 丁目、片柳町 2 丁目、片柳町 3 丁目、片柳町 4 丁目、片柳町 5 丁目、河 合 町、川原田町、神 田 町、木野地町、久保田町、 こうまち こうやまち こひらちょう さかいちょう しとりまち じょうないちょう 国府町、高谷町、小平町、境 町、志鳥町、城 内 町 1 丁目、城内町 2 丁目、昭 和 町、 しりうちまち そうじゃまち そのべちょう 尻内町、惣社町、菌部町 1 丁目、菌部町 2 丁目、菌部町 3 丁目、菌部町 4 丁目、 だいこうじまち だいちょう たむらまち ちづかまち ながたまち なかしあげまち なべやままち にしきちょう ぬまわだちょう 大光寺町、大 町、田村町、千塚町、仲 方 町、仲仕上町、鍋 山 町、錦 町、沼和田町、 のなかまち はこのもりまち ひのくちまち ひのでちょう ひらいちょう ひらやなぎまち 野中町、箱 森 町、樋ノ口町、日ノ出町、平 井 町、平 柳 町 1 丁目、平柳町 2 丁目、平 柳町 3 丁目、吹上町、藤田町、富士見町、星野町、細 堀 町、本 町、皆 川 城 内 町、 みなとちょう みやたまち みやまち むろまち やなぎぼしちょう やなぎわらまち やまとちょう よりいまち よろずちょう 湊 町、宮田町、宮 町、室 町、柳 橋 町、柳 原 町、倭 町、寄居町、万 町
おおひらちいき 大平地域	あらい うしく えのもと かみたかしま かわつれ きたたけい くら い しもたかしま しもみながわ とみだ どよ にしのだ 新、牛久、榎 本、上高島、川連、北武井、蔵井、下高島、下皆川、富田、土与、西野田、 にしみずしろ にしやまだ はくちゅう まゆみ よこぼり 西水代、西山田、伯 仲、真弓、横堀
ふじおかちいき 藤岡地域	あか ま いしかわ うち の おお た おおだ わ おおまえ こう したみや たてわき つ が とみよし なか ね にしまえは 赤麻、石川、内野、太田、大田和、大前、甲、下宮、帯刀、都賀、富吉、中根、西前原、 にっ ば ひるぬま ふじおか へ や みどりかわ 新波、蛭沼、藤岡、部屋、緑川
つ が ちいき 都賀地域	いえなか うすく ぼ おおがき おおはし かつせん ば き とみはり はらじゆく ひらかわ ふかさわ ますづか 家中、臼久保、大柿、大橋、合戦場、木、富張、原宿、平川、深沢、升塚
にしかたちいき 西方地域	かない かなさき ほんごう ほんじょう ま な ご もと 金井、金 崎、本 郷、本 城、真名子、元
いわふねちいき 岩舟地域	いかばた いずみ おのでら かみおか しずか しずこ しずわ しもおか しもつばら たたみおか にっさと ふるえ 五十畑、和泉、小野寺、上岡、静、静戸、静和、下岡、下津原、畳 岡、新里、古江、 まがのしま み や わしのす 曲ヶ島、三谷、鷺 巣



5. 計画作成の体制と経緯

(1) 計画作成の体制

本市は、文化財保護法第183条の9第1項の規定に基づき、同法第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議、並びに同法183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うため、栃木市文化財保存活用地域計画協議会を設置し、協議と意見聴取を行いました。また、法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に設置している栃木市文化財保護審議会においても、作成経過報告、協議、意見聴取を行いました。

栃木市文化財保存活用地域計画協議会委員名簿

(順不同)

No	職名	氏名	区分	分野
1	國學院大學栃木短期大学准教授	内山 京子	学識経験を有する者	歴史（近代）
2	栃木県立博物館学芸部長	篠崎 茂雄	学識経験を有する者	民俗
3	宇都宮共和大学教授	陣内 雄次	学識経験を有する者	都市計画
4	公益財団法人日本博物館協会専務理事	半田 昌之	学識経験を有する者	博物館学
5	国土館大学教授	横内 基	学識経験を有する者	防災・建築
6	栃木市文化財保護審議会会長	初山 孝行	学識経験を有する者	歴史（考古）
7	一般社団法人栃木市観光協会事務局長	小林 勝利	観光関係団体の代表者	観光・活用
8	一般社団法人栃木青年会議所専務理事	三浦 晃	商工関係団体の代表者	商工・活用
9	特定非営利活動法人とちぎ蔵の街職人塾理事	佐藤 大介	教育委員会が必要と認める者	保存・建造物
10	特定非営利活動法人ハイジ代表理事 ※とちぎ市民活動推進センターくらら所長	大波 龍郷	教育委員会が必要と認める者	地域連携
11	栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 文化財保護担当課長補佐	齋藤 恒夫	関係行政機関	
12	栃木市立小・中学校長会（栃木第五小学校長）	木村 信孝	関係行政機関	
13	栃木市地域振興部長	佐山 祥一	市職員	
14	栃木市産業振興部長	高野 義宏	市職員	
15	栃木市教育委員会教育次長	佐藤 義美	市職員	R6～R7.3.31
15	栃木市教育委員会教育次長	五十畑 肇	市職員	R7.4.1～

栃木市文化財保護審議会委員名簿

(順不同)

No	職名	氏名	区分	部会
1	宇都宮大学名誉教授	出井 利長	学識経験を有する者	第3部会
2	宇都宮短期大学教授	江田 郁夫	学識経験を有する者	第1部会
3	文星芸術大学教授	大澤 慶子	学識経験を有する者	第1部会
4	小山工業高等専門学校名誉教授	河東 義之	学識経験を有する者	第2、4部会
5	栃木県立博物館学芸部長	篠崎 茂雄	関係行政機関の職員	第4、5部会
6	元埋蔵文化財センター副所長	初山 孝行	学識経験を有する者	第3部会
7	元西方町文化財保護審議会委員	福田 和成	学識経験を有する者	第2部会
8	県立宇都宮高等学校教諭	舩木 明夫	学識経験を有する者	第1部会
9	元岩舟町教育長	和久井 紀明	学識経験を有する者	第1、3部会

第1部会：絵画・彫刻・工芸・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料、第2部会：建造物・伝統的建造物群保存地区、第3部会：史跡・名勝・天然記念物、第4部会：無形文化財・文化財保存技術、第5部会：有形・無形民俗文化財

(2) 計画作成の経緯

地域計画作成の経緯は、以下のとおりです。栃木市文化財保存活用地域計画協議会は、全5回開催し、協議と意見聴取を行いました。また、栃木市文化財保護審議会において、作成経過報告、協議、意見聴取を行ったほか、文化財所有者へのアンケート調査、ワークショップの実施、各種団体へのヒアリングの実施などにより、市民からの聴取を行いながら、計画を作成しました。

日程	実施内容
令和5（2023）年度	基礎調査
令和6（2024）年度 6月24日	栃木市文化財保存活用地域計画協議会設置
10月4日	第1回文化財保存活用地域計画協議会
10月26日	第1回ワークショップ
12月2日～1月8日	文化財所有者へのアンケート調査
12月15日	第2回ワークショップ
2月9日	第3回ワークショップ 第2回文化財保存活用地域計画協議会
3月4日	文化財保護審議会
令和7（2025）年度 7月8日	第3回文化財保存活用地域計画協議会
8月5日	文化財保護審議会
10月20日	第4回文化財保存活用地域計画協議会
12月25日～1月23日	パブリックコメント
2月17日	第5回文化財保存活用地域計画協議会
3月6日	文化財保護審議会